



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

令和4年分民間給与実態統計調査

調査票の記入のしかた

1

説明文中、○で囲んだ数字は各書類の右上の表示に対応しています。

目次

1	民間給与実態統計調査とは？	1
2	調査の対象となる事業所について	1
3	調査票等の提出方法について	2
4	調査票作成の順序	3
5	民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）（③）の記入のしかた	4
6	給与所得者の記入対象者の決定方法	7
7	民間給与実態統計調査票（給与所得者用）（④）の記入のしかた	8
8	誤りやすい事例	11
9	よくある質問事例	12

令和4年分の調査票を記入する際の留意事項

- 調査票（給与所得者用）の「(7) 職務」について、職務区分「3」と「4」を誤って逆に記入している回答が多くありますのでご注意ください。
- 調査票（給与所得者用）の「(13) (又) 基礎控除額」について、記入漏れにご注意ください。

1 民間給与実態統計調査とは？

民間給与実態統計調査は、統計法に基づく基幹統計「民間給与実態統計」の作成を目的として、国税庁において毎年実施している統計調査です。「民間給与実態統計」は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税制度の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としています。

民間の事業所の給与の実態を明らかにするという重要な調査であることをご理解いただき、ご回答をよろしくお願いします。

この調査は、「統計法」（平成19年法律第53号）という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。

この法律では、基幹統計調査を受ける事業所には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。更に、これらに反したときには罰則が定められています。

なお、調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

提出期限：令和5年2月28日(火)

2 調査の対象となる事業所について

以下のフローチャートにより、調査の対象となる事業所かどうかを、判定してください。調査の対象となる場合は、P3以降を参考に調査票の作成、提出をお願い致します。調査の対象とならない場合は、下記に従い、「調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ（③）」のみ提出してください。

令和4年12月中に給与を支払った人がいるか。

YES

令和4年1月から12月の源泉徴収税額を合計（P5参照）し、納税額があるか。

YES

【調査の対象になります】

「調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ」（③）
「調査票（給与所得者用）A3サイズ」（④）
の提出が必要となります。

NO

NO

【調査の対象になりません】

「調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ（③）」の1.（この調査票について答えられる方の氏名等）をご記入の上、余白部分に
○12月中に給与を支払った人がいない
○年間通じて納税額がない
と記入していただき、「調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ（③）」のみ提出してください。

3 調査票等の提出方法について

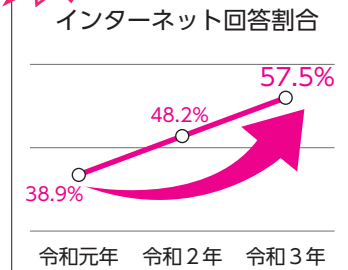
民間給与実態統計調査は、(1)インターネット（オンライン調査システム）、(2)光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）、(3)同封の調査票のいずれかにより回答していただくことができます。

(1)インターネット（オンライン調査システム）による回答

オンライン調査システムを利用して、インターネット回線を経由した回答を行うことができます。

※オンライン調査システム（政府統計オンライン調査総合窓口）は、政府が実施する統計調査について、インターネット回線を経由した回答が可能なシステムです。

- (注) 1 インターネットによる回答のしかたは、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）上部「刊行物等＞統計情報」
→ 令和4年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ
→ インターネット（オンライン調査システム）を利用した回答のご案内の「**オンライン調査利用ガイド**」「**オンライン回答のしかた**」をご覧ください。
- 2 インターネットによる回答は、お使いのパソコンの環境によっては利用できない場合があります。
- 3 国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した回答には対応しておりません。



インターネットによる回答が大変便利！（どんどん増えています。）

特色

- ・市区町村へ提出する給与支払報告書を作成する際に使用したCSVファイルを活用して多くの入力項目を省略するほか、記入対象者を自動で抽出することができる機能もあり、非常に便利です。
- ・データを入力した後、エラーチェック機能により記入漏れがないか確認することができます。
- ・調査票の記入・郵送事務はなく、効率的です。
- ・調査期間中、1日24時間、都合のよい時間に回答いただけます。
- ・回答の送信は、暗号化（TLS方式）通信によって保護され、外部に漏れることはありません。

(2)光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）による提出

- ・国税庁ホームページに、民間給与実態統計調査用の「光ディスク等提出用 記入事項ファイル」及び「提出用データ作成ファイル」（Microsoft® Excel 形式）を掲載しておりますので、ダウンロードしてデータを入力後、提出用のファイルを光ディスク等に保存して提出することができます。

光ディスク等で提出する場合も、調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ（③）を末記入のまま返信用封筒に入れて、提出してください。

- (注) 1 「提出用データ」の入力方法は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）上部「刊行物等＞統計情報」
→ 令和4年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ
→ 光ディスク等（CD・DVD・FD・MO）による回答のご案内をご覧ください。
- 2 「提出用データ作成ファイル」は、お使いのパソコンの環境によっては利用できない場合があります。

(3)調査票による提出

- ・源泉徴収義務者用（A4サイズ）（③）……………1枚 ……給与所得者用（A3サイズ）（④）……………作成した枚数
- ・同封の返信用封筒は差出有効期限までは切手は不要です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 **www.nta.go.jp**

トップページ画面上部の「**刊行物等＞統計情報**」からお入りください。



国税庁トップページ画面

4 調査票作成の順序

民間給与実態統計調査の調査票の作成は、次の順序で作業を進めます（下部参照）。

(1) 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）(③) の記入（4～6ページ参照）

源泉所得税を納めた際に使用した「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）給領収証書」（金融機関等から交付された納税者控え）を参考に記入します。

(2) 給与所得者の記入対象者の決定（7ページ参照）

「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」(②) を使用して決定します。

（参考）調査対象者と記入対象者について

民間給与実態統計調査にいう給与所得者のうち、令和4年12月中に給与を支払った人を「調査対象者」、このうち、民間給与実態統計調査票（給与所得者用）(④) に記入する人を「記入対象者」としています。「記入対象者」は、「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」(②) を使用して決定します。

調査対象者

令和4年12月中に給与を支払った給与所得者（役員・アルバイト等を含む。）ただし、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」の丙欄を適用した人は、含まれません。

記入対象者

「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」(②) を使用して決定します。

(3) 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）(④) の記入（8・9ページ参照）

「令和4年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」、「令和4年分給与所得者の保険料控除申告書」等※により、記入対象者について記入します。

※ 性別、勤続年数、職務についての資料が必要となります。

調査票（源泉徴収義務者用） A4サイズ（③）

令和4年1月から12月支払分の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）給領収証書」を用意します。

4～6ページを参考に黒の鉛筆・シャープペンシルで記入します。

調査票（給与所得者用） A3サイズ（④）

①令和4年12月中に給与を支払った人及び年間の給与支給額が分かるもの（給与台帳等）、②令和4年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿、③令和4年分給与所得者の保険料控除申告書、④令和4年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書、⑤性別、勤続年数、職務が分かる資料等を用意します。

「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」(②) を参考に記入対象者を決定します。

8・9ページを参考に黒の鉛筆・シャープペンシルで記入します。

〈記入完了〉

- 記入内容の確認を必ずお願いします。
- 記入内容に誤りがある場合は、消しゴムできれいに消して訂正してください。

お手もと控えとして、郵送前に必ず調査票のコピーを保管してください。

返信用封筒の裏面において封入物を確認後、封入し投函（提出）してください。
なお、提出された調査票は返却できませんので、お尋ねの際の参考となるよう、お手もと控えとして調査票のコピーをお願いします。

提出期限は令和5年2月28日（火）です。

※ 不明な点については、12ページ以降の「よくある質問事例」又は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）上部「刊行物等＞統計情報」の「令和4年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ」の「よくある質問事例」をご覧ください。16ページのお問合せ先に確認してください。

5 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）（③）の記入のしかた

この調査票は、令和4年分の源泉所得税を納めた際の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）（給領収証書）」（令和4年1月から12月支払分）を参考に記入してください。

記入例



政府統計

秘

提出用

別紙様式第1号

統計法に基づく基幹統計調査
国 税 庁

令和4年分 民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-1-1

国税商事株式会社

給与 ご担当者様



政府統計コード（オンライン調査）

7IU0(ナナ・アイ・ユー・ゼロ)

調査対象者ID

1234512345678

パスワード（確認コード）

abcdefgh

※記入のしかたP4記入例参照

1. この調査票について答えられる方の氏名等

1	氏名	国税太郎	課(係)名	経理	電話番号	XX-XXXX-XXXX (内線 XXX)
---	----	------	-------	----	------	------------------------

2. 調査項目

記入例 0123456789

2	(1)企業の主な業務 〔記入のしかたP6を参照の上、該当の業種番号を記入してください。〕	03
---	---	----

3	(2)回答いただいた給与所得者用 調査票の人員及び層番号	14人 3層
---	---------------------------------	--------

4	(3)組織及び資本金 〔該当する番号を記入してください。 ・株式会社の場合は、令和4年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。〕	3
---	---	---

5	(4)給与所得者数 〔その月中に支払った人員を記入してください。〕	(イ)3月末現在の人員	49人
		(ロ)6月末現在の人員	55人
		(ハ)9月末現在の人員	54人
		(ニ)12月末現在の人員	63人

6	(5)年間給与支払総額 〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕	174281000円
---	--	------------

7	(6)給与支払総額に対する 年間源泉徴収税額 〔千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。〕	7841000円
---	--	----------

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、関係者の方々への質問を行うことがあります。

<返戻先及びお問合せ先>

国税庁「令和4年分民間給与実態統計調査」事務局

TEL: 0120-927-329 (平日 9:00~18:00通話料無料)

(委託先事業者名: 株式会社インテグリティサーチ)

〒203-0053 東京都東久留米市本町1-4-1

国税庁及び国税局(沖縄国税事務所)では「民間給与実態統計調査」について、上記事業者に業務委託しています。

提出期限: 令和5年2月28日(火)

お手もと控えとして、郵送前に必ずコピーを保管してください。

③

調査票（給与所得者用）（④）に記入した人員数を記入してください。

※調査票（給与所得者用）（④）を作成後に記入してください。

7ページを参考に貴事業所における令和4年12月31日現在の給与所得者（役員・アルバイト等を含む。）数による区分（第〇層）を数字で記入してください。

※第8層については、第1層から第7層と判断基準が異なりますので、ご注意ください。

(注)千円単位です。

た者は、除いてください。

P5 参照

01
田

○書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください。

業種番号表

業種番号	業種分類	業種内訳(例示)
01	建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
02	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
03	卸売業、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
04	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
05	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業
06	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
07	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
08	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
09	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
10	学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業、学校教育、その他の教育、学習支援業
11	医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
12	複合サービス事業	郵便局、協同組合
13	サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、分類不能の産業
14	農林水産・鉱業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、碎石業、砂利採取業

※貴事業所が工場、支店、営業所、出張所等の場合には、貴事業所の業務（業種）ではなく、企業全体としての主な業種を選んでください。

※業種については、創業時にかかわらず、現在の主な業種を選んでください。

※複数の業種に該当する場合は、売上の比率が最も高い業種を選び、比率が同じ場合は、給与所得者数の多い業種を選んでください。

※この業種番号表における業種分類は、統計の結果を表示するために総務省が定めている「日本標準産業分類(平成25年10月改定)」に基づいております。総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm)

6 給与所得者の記入対象者の決定方法

第1層の事業所の方は、原則として全給与所得者が記入対象者となりますが、第2～8層の事業所の方は、「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」（②）により全給与所得者から記入対象者を抽出（決定）します。

下表を基に記入対象者の抽出を行います。詳細は「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方」（②）をご確認ください。

区 分	事業所の給与所得者数	※記入対象者の抽出割合
第1層	1 ～ 9人	全員
第2層	10 ～ 29人	1/2
第3層	30 ～ 99人	1/6
第4層	100 ～ 499人	1/20
第5層	500 ～ 999人	1/100
第6層	1,000 ～ 4,999人	1/200
第7層	5,000人以上	1/200(上限100人)
第8層	本 社	1/20

※令和4年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額（年間）が2,000万円以下の人の割合です。2,000万円を超える人は全員記入対象となります。

※給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した人は含まれません。

※「本社」とは、給与所得者500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいいます。

※第7層に該当する事業所で、給与支給額の合計が2,000万円を超える人を除いた給与所得者数が20,000人を超える事業所については、上限100人分に達するまで記入することになります。

○ このような方法を採用のは…

事業所の皆様の負担を最小限にとどめつつ、全国の事業所の皆様が同じ方法により規則的に回答していただくことにより、それが全国の縮図となり、統計調査としての精度を高めることになるためです。

【CHECK POINT】

事業所の給与所得者数が500人未満であっても、資本金が10億円以上で、株式会社の本社であれば、第1層から第4層には該当せず、第8層となります。

7 民間給与実態統計調査票（給与所得者用）（④）の記入のしかた

- 調査票は提出用と予備用を送付していますが、不足する場合には16ページの問合せ先に連絡してください。
- 記入対象者の決め方は、7ページを参照してください。
- 調査票には、記入対象者を左詰めで記入してください。
- この調査票は、記入対象者の「令和4年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」、「令和4年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和4年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」等を参考にして記入してください。

(5)勤続年数

- 貴事業所の支社・支店・工場等から転入してきた人については、前の勤務先での勤続年数を通算してください。
- 条件付採用期間・見習期間等は、勤続年数に含めてください。
- 解雇又は退職してから同じ事業所に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算してください。

(6)給与を支給した月数

- 年の途中で採用された人で、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った人については、前職での給与支給月数を通算してください。

(7)職務

- 「法人の代表者、役員等」とは、代表取締役・取締役・監査役・理事長・理事・監事等をいいます。
- 「正社員、正職員としている給与所得者」とは、貴事業所で正社員、正職員として処遇している人を行い、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

※誤って「3」と「4」を逆に記入している回答が多くあります。

(8)年末調整

- 「その他の理由」とは、給与の金額の合計（(12)給与の金額の(ハ)計）が2,000万円を超える場合、災害による徴収猶予又は還付を受けた場合等をいいます。

(9)控除対象配偶者

- 配偶者特別控除の適用を受けた場合は、「0」を記入してください。

(10)扶養親族数

- 扶養親族数には、控除対象配偶者は含みません。

(12)給与の金額

- 「(ハ)計」だけではなく、「(イ)給料・手当等」と「(ロ)賞与等」も必ず記入してください。
- 通勤手当等の非課税分を含みません。

(13)諸控除（二）、（ホ）、（ヘ）

- 生命保険料控除額は最高12万円ですが、「（二）一般生命保険料控除額」、「（ホ）介護医療保険料控除額」、「（ヘ）個人年金保険料控除額」の合計が12万円を超えても構いません。

(14)年税額

- 源泉徴収税額（年末調整後）を記入してください。
- 年末調整を行わなかった人については、令和4年中に源泉徴収した税額の合計を記入してください。

記入例



政府統計

(2) 記入した者を左の欄から順に1, 2, 3...と記入してください。
ただし、2面以上記入するときは、1面からの通し番号を記入してください。

(3) 該当する数字をマークしてください。

(4)および(5) 1年未満は切り捨ててください。

(6) 12か月.....A
11か月以下.....B

(7) 法人の代表者、役員等.....1
個人の青色事業主等.....2
正社員、正職員として処遇している給与所得者.....3
1〜3以外の給与所得者.....4

(8) 年末調整を行った者.....1
年末調整（罰則適用のため）を行わずに前職の給与所得者.....2
行わずに前職の給与所得者.....3
行わずに前職の給与所得者.....4

(9) 控除対象配偶者 無.....0
控除対象配偶者.....1
控除対象配偶者.....2
控除対象配偶者.....3
控除対象配偶者.....4
控除対象配偶者.....5
控除対象配偶者.....6
控除対象配偶者.....7
控除対象配偶者.....8

(10) 扶養親族数
(イ) 障害者.....1
特別障害者.....2
(ロ) ひろ親.....1
養子.....2
(ハ) 該当する.....1
該当しない.....2

(12) 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。

(13) 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。

(14) 千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。

別紙様式第2号 統計法に基づく基幹統計調査票
①〜③は必ず記入する項目になります。

別紙様式第2号	国	税	一	郎	国	税	二	郎
① 調査項目	(1)氏名又は記号等	国税一郎	国税二郎					
(2)一連番号		1	2					
(3)性別（男1、女2）		0	0					
(4)令和4年12月31日現在 満年齢		29	67					
(5)令和4年12月31日現在 勤続年数		7	42					
(6)令和4年中に給与を支給した月数		0	0					
(7)職務		0	0					
(8)年末調整		0	0					
(9)控除対象配偶者		0	0					
(10)扶養親族数		2	3					
(11)本人控除		0	0					
(12)給与の金額		3240	12000					
(13)諸控除		4390	21000					
(14)年税額		50	3579					

記入漏れに注意

(注)千円単位です。

○調査票は、黒の鉛筆がシャープペンシルで記入してください。
○調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。
○書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください。
○①～③の必ず記入する項目以外で該当のない項目は、空欄にしてください。

直線1本 き間を開ける 上にきぬける 角をつくる

○良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 閉じる

×悪い例 1 2 3 2 0 5 7 7 1 2 3

はみだす つづける ぐすず かたむける

○氏名のほか、社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号による記載でも構いません。ただし、記入内容についてお尋ねすることがありますので、記入対象者が特定できるようにしてください。

採用で前職分
が不明の人

乙欄適用者

ーク ●
ク例 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

下記の(13)の(二)、(ホ)、(ヘ)は調査票の「調査項目」に対応しています。

所轄税務署長		給与の支払者の 名称（氏名）		フリガナ あなたの氏名	
給与の支払者の 法人番号		給与の支払者の 代表者の 氏名		フリガナ あなたの氏名	
新・旧	保険料等の金額の合計額	①	(最高40,000円)	計(①+②)	③
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	㊦(13)㊦(ニ)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			(a)	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			(a)	
新・旧	保険料等の金額の合計額	C	(最高40,000円)	計(④+⑤)	㊦(13)㊦(ホ)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	D	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額	㊦(13)㊦(ハ)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			(a)	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			(a)	
新・旧	保険料等の金額の合計額	E	(最高40,000円)	計(④+⑤)	㊦(13)㊦(ニ)
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			(a)	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			(a)	
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額			(a)	

計算式Ⅰ（新保険料等専用）※

A、C又はDの金額

20,000円以下

計算式Ⅱ（旧保険料等専用）※

B又はEの金額

25,000円以下

生命保険料控除額
計(㊦(ニ)+㊦(ホ)+㊦(ニ))
(最高120,000円)

任意保険料控除
小規模企業共済等掛

[illegible]

令和4年分の給与所得の源泉徴収票		令和4年分の給与所得の源泉徴収票	
区分	金額	区分	金額
1	給与所得	2	給与所得
3	給与所得	4	給与所得
5	給与所得	6	給与所得
7	給与所得	8	給与所得
9	給与所得	10	給与所得
11	給与所得	12	給与所得
13	給与所得	14	給与所得
15	給与所得	16	給与所得
17	給与所得	18	給与所得
19	給与所得	20	給与所得
21	給与所得	22	給与所得
23	給与所得	24	給与所得
25	給与所得	26	給与所得
27	給与所得	28	給与所得
29	給与所得	30	給与所得
31	給与所得	32	給与所得
33	給与所得	34	給与所得
35	給与所得	36	給与所得
37	給与所得	38	給与所得
39	給与所得	40	給与所得
41	給与所得	42	給与所得
43	給与所得	44	給与所得
45	給与所得	46	給与所得
47	給与所得	48	給与所得
49	給与所得	50	給与所得
51	給与所得	52	給与所得
53	給与所得	54	給与所得
55	給与所得	56	給与所得
57	給与所得	58	給与所得
59	給与所得	60	給与所得
61	給与所得	62	給与所得
63	給与所得	64	給与所得
65	給与所得	66	給与所得
67	給与所得	68	給与所得
69	給与所得	70	給与所得
71	給与所得	72	給与所得
73	給与所得	74	給与所得
75	給与所得	76	給与所得
77	給与所得	78	給与所得
79	給与所得	80	給与所得
81	給与所得	82	給与所得
83	給与所得	84	給与所得
85	給与所得	86	給与所得
87	給与所得	88	給与所得
89	給与所得	90	給与所得
91	給与所得	92	給与所得
93	給与所得	94	給与所得
95	給与所得	96	給与所得
97	給与所得	98	給与所得
99	給与所得	100	給与所得
101	給与所得	102	給与所得
103	給与所得	104	給与所得
105	給与所得	106	給与所得
107	給与所得	108	給与所得
109	給与所得	110	給与所得
111	給与所得	112	給与所得
113	給与所得	114	給与所得
115	給与所得	116	給与所得
117	給与所得	118	給与所得
119	給与所得	120	給与所得
121	給与所得	122	給与所得
123	給与所得	124	給与所得
125	給与所得	126	給与所得
127	給与所得	128	給与所得
129	給与所得	130	給与所得
131	給与所得	132	給与所得
133	給与所得	134	給与所得
135	給与所得	136	給与所得
137	給与所得	138	給与所得
139	給与所得	140	給与所得
141	給与所得	142	給与所得
143	給与所得	144	給与所得
145	給与所得	146	給与所得
147	給与所得	148	給与所得
149	給与所得	150	給与所得
151	給与所得	152	給与所得
153	給与所得	154	給与所得
155	給与所得	156	給与所得
157	給与所得	158	給与所得
159	給与所得	160	給与所得
161	給与所得	162	給与所得
163	給与所得	164	給与所得
165	給与所得	166	給与所得
167	給与所得	168	給与所得
169	給与所得	170	給与所得
171	給与所得	172	給与所得
173	給与所得	174	給与所得
175	給与所得	176	給与所得
177	給与所得	178	給与所得
179	給与所得	180	給与所得
181	給与所得	182	給与所得
183	給与所得	184	給与所得
185	給与所得	186	給与所得
187	給与所得	188	給与所得
189	給与所得	190	給与所得
191	給与所得	192	給与所得
193	給与所得	194	給与所得
195	給与所得	196	給与所得
197	給与所得	198	給与所得
199	給与所得		

※(13)の(□)=A+B-D ※(13)の(ハ)=C+D

最後にもう一度確認してください！

以下(1)～(4)に該当した場合は、確認のため、お尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、提出された調査票は返却できませんので、お尋ねの際の参考となるよう、お手もと控えとして調査票のコピーの保管をお願いします(令和5年9月末の調査結果公表まで)。

(1) 記入漏れはありませんか？

もう一度、**記入漏れ**がないか確認してください！

次の項目は必ず記入が必要な項目です。

「調査票(源泉徴収義務者用)」(③)

全項目

- ・ 1「この調査票について答えられる方の氏名等」
- ・ 2(1)「企業の主な業務」
- ・ 2(3)「組織及び資本金」
- ・ 2(4)(□)「6月末現在の人員」※
- ・ 2(4)(二)「12月末現在の人員」※
- ・ 2(6)「年間源泉徴収税額」※
- ・ 2(2)「人員及び層番号」
- ・ 2(4)(イ)「3月末現在の人員」※
- ・ 2(4)(ハ)「9月末現在の人員」※
- ・ 2(5)「年間給与支給総額」

「調査票(給与所得者用)」(④)

- ・ (1)氏名又は記号等
- ・ (4)「満年齢」
- ・ (7)「職務」
- ・ (12)(イ)「給料・手当等」※
- ・ (14)「年税額」※
- ・ (2)一連番号
- ・ (5)「勤続年数」※
- ・ (8)「年末調整」
- ・ (12)(□)「賞与等」※
- ・ (3)「性別」
- ・ (6)「給与支給月数」
- ・ (9)「控除対象配偶者」※
- ・ (12)(ハ)「計(イ)+(□)」※

(注) 1 ※印については、0の場合も「0」と記入してください。

2 「調査票(給与所得者用)」(④)の(1)「氏名又は記号等」はお尋ねの際、記入対象者の特定ができるようにしてください。

(2) 記入誤りはありませんか？

・ **記入項目ずれ、転記誤りがないか確認してください！**(4・5・8・9ページ参照)

特に、「調査票(給与所得者用)」(④)の(13)(又)「**基礎控除額**」の転記漏れにご注意ください。

- ・ 金額欄は、**千円単位です！**(千円未満は四捨五入)
- ・ 記入対象者数に誤りがあった場合、「調査票(給与所得者用)」(④)の追加提出をお願いする場合があります。
- ・ 「調査票(給与所得者用)」(④)(13)「諸控除」欄は(8)「年末調整」で年末調整を行った(1を選択した)場合のみ記入してください。

(3) 提出漏れはありませんか？

「調査票(源泉徴収義務者用)」(③)の提出は必須です！

「調査票(給与所得者用)」(④)の提出漏れがないか確認してください！

(4) 提出誤りはありませんか？

提出が必要な書類は調査票だけです！

※給与台帳や源泉徴収簿等の調査票作成の基となった資料の提出は、必要ありません。

8 誤りやすい事例

（調査票（給与所得者用））

○ 調査票（給与所得者用）の「(7)職務」の記入について

令和3年分民間給与実態統計調査から、調査票（給与所得者用）の「(7) 職務」の定義が変更されています。職務区分について、誤って「③」と「④」を逆に記入している回答が多くありますので、記入する際はご注意ください。

《変更内容》

職務区分	令和2年分	令和3年分以降
①	法人の代表者	法人の代表者
②	個人の青色事業専従者	個人の青色事業専従者
③	パートタイマー、アルバイト等 非正規の給与所得者	正社員、正職員として いる給与所得者
④	1～3以外の給与所得者	1～3以外の給与所得者

パートタイマーやアルバイト等は、「(7)職務」に「④」と記入することとなりました。

（調査票（給与所得者用））

○ 調査票（給与所得者用）の「(13)（ヌ）基礎控除額」の記入について

年末調整の際に、基礎控除の適用を受けている場合は、「令和4年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」等を参考にして記入してください（記入漏れにご注意ください。）。

（調査票（源泉徴収義務者用））

○ 調査票（源泉徴収義務者用）の「(2)回答をいただいた給与所得者用調査票の人員及び層番号」の記入について

層番号の**第8層**については、第1層から第7層とは異なり、事業所の給与所得者数のみでは判断しないのでご注意ください。

《判断基準》

層 番 号	判 断 基 準
1～7	12月31日現在の給与所得者数
8	・ 12月31日現在の給与所得者数が500人未満 ・ 資本金が10億円以上 ・ 株式会社の本社

事業所の給与所得者数が**500人未満**であっても、資本金が10億円以上で、株式会社の本社であれば、第1層から第4層には該当せず、**第8層**となります。

（調査票（源泉徴収義務者用）・調査票（給与所得者用）共通）

○ 調査票の金額欄について

調査票（源泉徴収義務者用）及び調査票（給与所得者用）の**金額欄は、千円単位**の記入になりますのでご注意ください。

9 よくある質問事例

【Q1】 どうしても回答しなければいけないのですか？

【A】 統計調査を円滑に実施し、正確な調査結果を得るためには、正確なご回答が必要です。

もし、ご回答が得られなかったり、回答していただいても、その内容が不正確・不完全であると、調査の目的である統計が作成できず、精度の低い統計になってしまいます。1ページの民間給与実態統計調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

なお、統計法第13条では、国の重要な統計調査である基幹統計調査について、調査の対象である「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。」と規定し、同法第61条では、「報告を拒み、又は虚偽の報告をした者」に対して、「50万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。

【Q2】 個人情報は保護されているのですか？

【A】 統計法第41条では、調査に従事する者（委託事業者及びその従業員を含む。）に業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。

また、同法第57条第1項第2号では、「業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者」は、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。

このように、調査に従事する者に対して厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目全てについて、安心して回答いただくためです。本調査でいただいた回答は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

統計法（平19.5.23 法53）－抜粋－

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 略

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者

二 当該情報を取り扱う業務

三 略

四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

第7章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 略

2 略

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人

その他の団体（法人その他の団体にあつては、その役員又は構成員として当該行為をした者）

二～三 略

（調査票（源泉徴収義務者用）・調査票（給与所得者用）共通）

【Q3】 当社には、支店、工場等がありますが、本店分のみ作成すればよいですか？

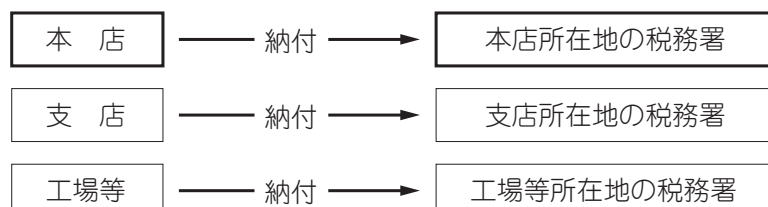
【A】 1 貴事業所（本店）が、支店、工場等の従業員分まで含めて一括して源泉所得税を本店所在地の税務署に納付している場合は、貴事業所（本店）、支店、工場等の全てを対象として作成してください。

＜例＞



2 支店、工場等の従業員分の源泉所得税を、それぞれの所在地の税務署に納付している場合は、当該従業員分は含まれません（本店分のみを記入対象としてください。）。

＜例＞



(調査票(源泉徴収義務者用)・調査票(給与所得者用)共通)

【Q4】 中途採用者について、前職分の給与等は含めて記入するのですか？

【A】 中途採用者の前職分の給与等については、「調査票(源泉徴収義務者用)」と「調査票(給与所得者用)」とで扱いが異なります。

1 「調査票(源泉徴収義務者用)」には、中途採用者の前職分の給与等及び税額は含めないでください(貴事業所で源泉徴収した税額を回答していただくためです)。

2 「調査票(給与所得者用)」には、中途採用者が年末調整をした人及び給与の金額が2,000万円超であるために年末調整できない人である場合は、前職分の給与・税額を含めた金額を記入してください(これは、給与所得のある方個人の給与の収入金額を回答していただくためです)。

中途採用者で年末調整をしていない人の場合は、前職分の給与等及び税額を含めません。

＜参考＞中途採用者の給与の取扱い

		前職分	
		給与	税額
調査票(源泉徴収義務者用)		含めない	
調査票 (給与所得者用)	年末調整なし	含めない	
	給与の金額が2,000万円超の人	含める	
	年末調整あり	含める	

(調査票(源泉徴収義務者用))

【Q5】 当社は、12月分給与を翌年1月に支払っていますが、給与総額は、この1月支払分を含めて計算したものになるのですか？

【A】 貴事業所が年末調整をした期間(源泉徴収票に記入するものと同じ内容)により作成してください。この場合は、令和4年1月から12月の間に給与の支給があったものが対象となります。

《例》 給与対象期間		給与支給		} 年末調整対象期間 ⇒ 調査票作成
令和3年	12月	令和4年	1月	
令和4年	1月	〃	2月	
〃	2月	〃	3月	
〃		〃		
〃	11月	〃	12月	
〃	12月	令和5年	1月	

(調査票(給与所得者用))

【Q6】 調査対象者と記入対象者は、どう違うのですか？

【A】 民間給与実態統計調査という給与所得者のうち、令和4年12月中に給与を支払った給与所得者を「調査対象者」、このうち、「民間給与実態統計調査票(給与所得者用)」(④)に記入する人を「記入対象者」としています(3ページ参照)。

「記入対象者」は、「民間給与実態統計調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方」(②)を使用して決定します。

(調査票(給与所得者用))

【Q7】 「正社員、正職員としている給与所得者」とは、どのような人が対象ですか。

【A】 「正社員、正職員としている給与所得者」とは、就業規則等、雇用管理上において、貴事業所が正社員、正職員として処遇している労働者を言います。

一般的には、雇用契約期間に定めがなく、所定労働時間がフルタイムで勤務する労働者等が該当します。ただし、育児・介護等の理由により短時間勤務が認められている者は正社員、正職員に含めます。

※「雇用契約期間に定めがなく」には、定年まで雇用される場合を含めます。

※「フルタイム」とは、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間を言います。

(調査票(給与所得者用))

【Q8】 当事業所の従業員(役員・アルバイト等を含みます。)のうち、どのような人が調査の対象になりますか？

- 【A】 令和4年12月中に給与を支払った給与所得者(甲欄・乙欄適用者)が調査の対象になります。
ただし、年の途中で退職した従業員(役員・アルバイト等を含む。)のうち、令和4年12月中に給与を支給した給与所得者は調査の対象になります。
また、次の方は調査の対象から除かれます。

○**日雇労働者** 労働した日又は時間によって給与の金額が算出され、かつ労働した日にその都度給与の支給を受ける人で、「給与所得の源泉徴収税額表(日額表)」の丙欄を適用する人。
(注) 日雇労働者であっても、継続して2か月を超えて給与の支給を受けている場合には、乙欄を適用することになり調査の対象になります。

○**海外出向・海外支店勤務の人**

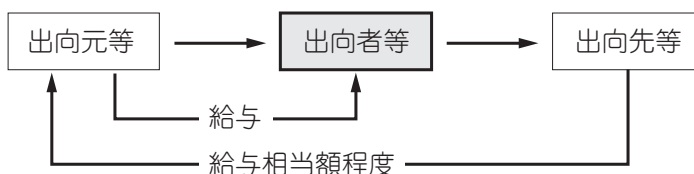
令和4年12月の給与を支払った時点で所得税法上の非居住者とされている者(所得税法第2条第1項第五号)

(調査票(給与所得者用))

【Q9】 出向者・派遣社員等の扱いについては、どうすればよいですか？

- 【A】 貴事業所が出向者・派遣社員等に対する給与の支払者であるかどうかで判断します。
1 貴事業所が出向元・派遣元等であれば、出向者・派遣社員等は調査の対象としてください。
2 貴事業所が出向先・派遣先等であれば、出向者・派遣社員等は調査の対象になりません。

<参考>



(調査票(給与所得者用))

【Q10】 アルバイトは、調査の対象となるのですか？

- 【A】 調査の対象とならないアルバイトは、日額表の丙欄適用者、すなわち、給与等を労働した日又は時間によって算定し、かつ労働した日ごとに支払を受ける人(所得税法第185条第1項第三号)です。
したがって、甲欄及び乙欄適用のアルバイトは、調査の対象となります。

(調査票(給与所得者用))

【Q11】 外国人も調査の対象になるのですか？

- 【A】 貴事業所が雇っている外国人が居住者に該当すれば、調査の対象となります。
※「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所(その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所)を有する個人をいいます(所得税法第2条第1項第三号)。

(調査票(給与所得者用))

【Q12】 記入対象者の勤続年数は、どのように数えるのですか？

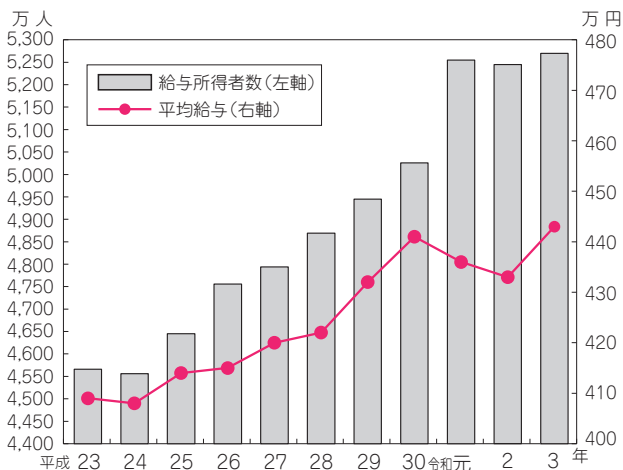
- 【A】 ① 貴事業所にその人を雇い入れてから、令和4年12月31日までに勤続した年数を数えます。ただし、1年未満は切り捨てます(切り捨てた結果「0年」になるときは、「0(ゼロ)」と記入します。)
② 貴事業所の本社・支店・工場・営業所等から転入してきた人については、その本社や支店での勤続年数を通算します。
③ 解雇又は退職した人を同じ事業所に再雇用した場合には、以前の雇用期間を通算します。
④ 貴事業所の名義変更、分割合併、法人成り等によって、事業所等の名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続が行われても、実質的に継続して雇用している人の場合には、勤続年数を通算します。
⑤ 条件付き採用期間、見習い期間は、勤続年数に含めます。
⑥ 休職期間等(育児休業や病気・怪我による休業期間)で給与の支給のない期間は、勤続年数に含めません。

上記以外のよくある質問事例は国税庁ホームページに掲載しています。

詳しくは、**国税庁ホームページ**をご覧ください。 www.nta.go.jp

「令和3年分民間給与実態統計調査」調査結果報告のご紹介

給与所得者数と平均給与の推移
(1年を通じて勤務した給与所得者)



令和3年12月31日現在の給与所得者数は、5,931万人（対前年比0.0%増）でした。

また、令和3年中に民間の事業所が支払った給与の総額は225兆4,195億円（同2.8%増）、源泉徴収された所得税額は11兆1,870億円（同8.2%増）でした。

1年を通じて勤務した給与所得者数は、5,270万人（対前年比0.5%増）、その平均給与は443万円（同2.4%増）でした。

また、同給与所得者のうち、4,513万人が源泉徴収により所得税を納税しており、その割合は85.6%でした。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2021/minkan.htm>

《調査対象事業所の抽出方法について》

統計調査は、全国の事業所（源泉徴収義務者）を全て調査する方法も考えられますが、それでは、毎年、膨大な費用と皆様に大きな負担をお掛けすることになります。そこで、民間給与実態統計調査では、調査する事業所が全国の縮図となるよう、統計理論に基づいて全国の事業所から一部を抽出し、調査（標本調査）しています。調査にご協力いただく事業所は、国税庁で全国の事業所をその年の6月30日現在の給与所得者数によって8つに区分しています。※第6～8層に該当する事業所につきましては、統計調査の性質上、全事業所が毎年調査対象となります。

また、その他の事業所につきましても、連年調査対象となることがあります。

区 分	事業所の抽出割合
第1層	400件に1件
第2層	200件に1件
第3層	60件に1件
第4層	15件に1件
第5層	3件に1件
第6層	全 件
第7層	全 件
第8層	全 件

＜令和4年分民間給与実態統計調査に関するお問合せ先＞

国税庁「令和4年分民間給与実態統計調査」事務局 (株式会社インテージリサーチ)

TEL 0120-927-329 (平日9:00~18:00)
FAX 0120-380-885

〒203-0053 東京都東久留米市本町1-4-1
株式会社インテージリサーチ

- お問合せの際は、調査票(源泉徴収義務者用)(③)の調査対象者IDをお伝えください(FAXの場合は、調査対象者IDの記入をお願いします。)
- 調査票発送後及び提出期限前の1週間は電話回線が混雑し、つながりにくくなります。
- 国税庁及び各国税局では、令和4年分民間給与実態統計調査の実施について株式会社インテージリサーチに業務委託しています。
なお、委託業者には、統計法により守秘義務が課されています。

提出期限は令和5年2月28日(火)です。

- 統計法により、報告(調査票の提出)が義務付けられています。
- 本調査により集められた調査票(個人情報)は、統計法により秘密として保護され、統計上の目的以外に使用することはありません。
- 提出された調査票は返却できません。
- 必ずコピーをとってお手もと控えとして保管してください。

札幌国税局	企画課企画第二係	TEL 011-231-5011	大阪国税局	企画課企画第二係	TEL 06-6941-5331
仙台国税局	企画課企画第二係	TEL 022-263-1111	広島国税局	企画課企画第二係	TEL 082-221-9211
関東信越国税局	企画課企画第二係	TEL 048-600-3111	高松国税局	企画課企画第二係	TEL 087-831-3111
東京国税局	企画課企画第二係	TEL 03-3542-2111	福岡国税局	企画課企画第二係	TEL 092-411-0031
金沢国税局	企画課企画第二係	TEL 076-231-2131	熊本国税局	企画課企画第二係	TEL 096-354-6171
名古屋国税局	企画課企画第二係	TEL 052-951-3511	沖縄国税事務所	総務課総務第一係	TEL 098-867-3601